

第五次レッドリストについて（概要）

1 調査体制

愛知県では、2020 年度に「愛知県絶滅危惧種等調査検討会」を設置し、絶滅危惧種等についての情報収集、整理、評価方法等について検討を行ってきました。

愛知県絶滅危惧種等調査検討会 委員名簿（敬称略）

専門分野	委 員	備考
維管束植物	せりざわ しゅんすけ 芹沢 俊介（愛知教育大学教育学部名誉教授）	委員長
	たきざき よしのぶ 瀧崎 吉伸（元豊橋市立中学校教諭）	
哺乳類	こやす かずひろ 子安 和弘（愛知学院大学歯学部講師）	
鳥類	たかはし のぶお 高橋 伸夫（愛知県野鳥保護連絡協議会議長）	
両生類・爬虫類	しまだ ともひこ 島田 知彦（愛知教育大学教育学部准教授）	
魚類	たにぐち よしのり 谷口 義則（名城大学人間学部教授）	
昆虫類	とだ なおき 戸田 尚希（名城大学農学部昆虫学研究室研究員）	
貝類	きむら しょういち 木村 昭一（日本貝類学会評議員）	

※セン類、タイ類及びクモ類の委員は 2023 年度から不在。

2 第五次レッドリストの概要

（1）植物

第五次レッドリストに掲載された植物の種数は、表 1 のとおりです。

第五次レッドリストでは、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の数は 556 種であり、その内訳は、維管束植物（種子植物・シダ植物）が 496 種、コケ植物（セン類・タイ類）が 60 種となっています。また、現時点での絶滅危険度は小さいものの、生育条件の変化によっては「絶滅危惧」種に移行する要素を有する種（準絶滅危惧）は、維管束植物 112 種、コケ植物 5 種となっています。さらに、県内で既に絶滅と判定された種は、維管束植物が 45 種、コケ植物が 3 種となっています。

また、絶滅危惧のいずれかの階級に該当するのは確実と思われるものの、情報不足として判断を見送った種の数 6 種（全て維管束植物）です。

なお、環境省が 2019 年度に公表した全国版レッドリスト掲載種のうち、本県での生育状況からは絶滅危険度が小さいなどとして愛知県版レッドリストではリスト外と判定された種および本県では評価外とされた種は 30 種です。

現行の第四次レッドリストである「レッドリストあいち 2020」掲載種と比較すると、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の数は 27 種増加となっています。また、県内では既に絶滅した種の数 2 種減少となっています。（全て維管束植物）

【絶滅危惧種の代表例】ヒナラン（維管束植物・ラン科）絶滅危惧ⅠA 類〔絶滅〕

コゴメカゼクサ（維管束植物・イネ科）絶滅危惧ⅠA 類〔絶滅危惧Ⅱ類〕 など

【新たな絶滅種】カンラン（維管束植物・ラン科）〔絶滅危惧ⅠA 類〕

オオツルイタドリ（維管束植物・タデ科）〔絶滅危惧ⅠA 類〕

※〔 〕内は、レッドリストあいち 2020 の評価区分を示しています。

表 1 第五次レッドリスト（植物）掲載種数

評価区分 対象	絶滅 (EX)	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	計	国リスト 環境省 レッド リスト 掲載種
		絶滅 危惧 IA 類 (CR)	絶滅 危惧 IB 類 (EN)	絶滅 危惧 II 類 (VU)	小計				
維管束植物	45 (47)	115 (105)	191 (175)	190 (189)	496 (469)	112 (111)	6 (3)	659 (630)	29 (28)
コケ植物（小計）	3 (3)	17 (17)	19 (19)	24 (24)	60 (60)	5 (5)	0 (0)	68 (68)	1 (1)
セン類	0 (0)	16 (16)	15 (15)	19 (19)	50 (50)	5 (5)	0 (0)	55 (55)	0 (0)
タイ類	3 (3)	1 (1)	4 (4)	5 (5)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	1 (1)
計	48 (50)	132 (122)	210 (194)	214 (213)	556 (529)	117 (116)	6 (3)	727 (698)	30 (29)

注 1：評価区分の詳細については別紙 1 参照

注 2：表中の（ ）内は、「レッドリストあいち 2020」の掲載種数を示す。コケ植物（セン類・タイ類）については、見直しを行っていない。

注 3：国リストとは、環境省が 2019 年度に公表したレッドリスト掲載種のうち、本県のリスト対象外と判定された種を示す。

（２）動物

第五次レッドリストに掲載された動物の種数は、表 2 のとおりです。

第五次レッドリストでは、絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）の数は 398 種であり、その内訳は、哺乳類が 14 種、鳥類が 79 種、爬虫類が 1 種、両生類が 9 種、汽水・淡水魚類が 27 種、昆虫類が 101 種、クモ類が 30 種及び貝類が 137 種となっています。また、現時点での絶滅危険度は小さいものの、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」種に移行する要素を有する種（準絶滅危惧）の数は 225 種であり、その内訳は、哺乳類が 11 種、鳥類が 19 種、爬虫類が 1 種、両生類が 5 種、汽水・淡水魚類が 6 種、昆虫類が 93 種、クモ類が 8 種及び貝類が 82 種となっています。さらに、県内で既に絶滅と判定された種の数 43 種であり、その内訳は、哺乳類が 3 種、鳥類が 8 種、昆虫類が 21 種及び貝類が 11 種となっています。

また、絶滅危惧のいずれかの階級に該当する可能性が高いと思われるものの、情報不足として判断を見送った種数は 98 種であり、その内訳は、哺乳類が 1 種、爬虫類が 4 種、汽水・淡水魚類が 7 種、昆虫類が 30 種、クモ類が 1 種及び貝類が 55 種となっています。

国内における生息状況から、本県において保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群（地域個体群）は、哺乳類で 2 個体群、鳥類で 2 個体群となっています。

なお、環境省が 2019 年度に公表した全国版レッドリスト掲載種のうち、本県での生息状況からは絶滅危険度が小さいなどとして愛知県版レッドリストではリスト外と判定された種は 44 種あります。

現行の第四次レッドリストである「レッドリストあいち 2020」掲載種と比較すると、絶滅のおそれのある種数は 34 種増加し、その内訳は、鳥類が 12 種、汽水・淡水魚類が 1 種及び昆虫類が 21 種増加となっています。また、県内では既に絶滅した種数は 11 種増加し、その内訳は、鳥類が 5 種及び昆虫類が 7 種増加、貝類が 1 種減少となっています。

【絶滅危惧種の代表例】 ツキノワグマ（哺乳類・クマ科）絶滅危惧 IA 類 [絶滅危惧 IA 類]
 シロチドリ（鳥類・チドリ科）（繁殖）絶滅危惧 IB 類 [絶滅危惧 II 類]
 アカウミガメ（爬虫類・ウミガメ科）絶滅危惧 IB 類 [絶滅危惧 IB 類]
 オオサンショウウオ（両生類・オオサンショウウオ科）絶滅危惧 IB 類 [絶滅危惧 IB 類]
 キタドジョウ（汽水・淡水魚類・ドジョウ科）絶滅危惧 IA 類 新規掲載
 ゲンゴロウ（昆虫類・ゲンゴロウ科）絶滅危惧 IA 類 [絶滅危惧 IB 類]
 カタハガイ（貝類・イシガイ科）絶滅危惧 IA 類 [絶滅] など

【新たな絶滅種】 オオジシギ（鳥類・シギ科）（繁殖）[絶滅危惧 IA 類]
 コヨシキリ（鳥類・ヨシキリ科）（繁殖） 新規掲載
 アカハラ（鳥類・ツグミ科）（繁殖）[絶滅危惧 IA 類]
 コマドリ（鳥類・ヒタキ科）（繁殖）[絶滅危惧 IA 類]
 ホオアカ（鳥類・ホオジロ科）（繁殖）[絶滅危惧 IA 類]
 キベリマルクビゴミムシ（昆虫類・オサムシ科）[絶滅危惧 IA 類]
 シロヘリハンミョウ（昆虫類・オサムシ科）[絶滅危惧 IB 類]
 コハンミョウモドキ（昆虫類・オサムシ科）[絶滅危惧 IB 類]
 オオサカアオゴミムシ（昆虫類・オサムシ科） 新規掲載
 エチゴトックリゴミムシ（昆虫類・オサムシ科） 新規掲載
 クロモンマグソコガネ（昆虫類・コガネムシ科）[絶滅危惧 IB 類]
 スジマグソコガネ（昆虫類・コガネムシ科） 新規掲載

※ [] 内は、レッドリストあいち 2020 の評価区分を示しています。

表2 第五次レッドリスト（動物）掲載種数

評価区分 対象	絶滅 (EX)	絶滅のおそれのある種				準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	計	地域 個体群 (LP)	国 リスト
		絶滅 危惧 IA 類 (CR)	絶滅 危惧 IB 類 (EN)	絶滅 危惧 II 類 (VU)	小計					環境省 レッド リスト 掲載種
哺乳類	3 (3)	6 (6)	4 (4)	4 (4)	14 (14)	11 (10)	1 (2)	29 (29)	2 (2)	0 (0)
鳥類	8 (3)	14 (13)	27 (25)	38 (29)	79 (67)	19 (17)	0 (0)	106 (87)	2 (2)	1 (5)
爬虫類	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	4 (4)	6 (6)	0 (0)	0 (0)
両生類	0 (0)	4 (4)	4 (4)	1 (1)	9 (9)	5 (5)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	1 (1)
汽水・淡水 魚類	0 (0)	9 (8)	9 (9)	9 (9)	27 (26)	6 (6)	7 (7)	40 (39)	0 (0)	9 (9)
昆虫類	21 (14)	38 (17)	31 (31)	32 (32)	101 (80)	93 (90)	30 (30)	245 (214)	0 (0)	23 (23)
クモ類	0 (0)	3 (3)	17 (17)	10 (10)	30 (30)	8 (8)	1 (1)	39 (39)	0 (0)	0 (0)
貝類（小計）	11 (12)	52 (53)	28 (26)	57 (58)	137 (137)	82 (81)	55 (45)	285 (275)	0 (0)	10 (11)
陸産	0 (0)	6 (6)	5 (5)	17 (17)	28 (28)	25 (25)	9 (4)	62 (57)	0 (0)	3 (3)
淡水産	4 (5)	5 (4)	0 (0)	2 (2)	7 (6)	4 (5)	9 (5)	24 (21)	0 (0)	2 (2)
内湾産	7 (7)	41 (43)	23 (21)	38 (39)	102 (103)	53 (51)	37 (36)	199 (197)	0 (0)	5 (6)
計	43 (32)	126 (104)	121 (117)	151 (143)	398 (364)	225 (218)	98 (89)	764 (703)	4 (4)	44 (49)

注1：評価区分の詳細については別紙2参照

注2：表中の（ ）内は、「レッドリストあいち2020」の掲載種数を示す。クモ類については、見直しを行っていない。

注3：鳥類については、評価対象個体群ごとにランクが異なる場合は、最上位の評価区分とした。

注4：国リストとは、環境省が2019年度に公表したレッドリスト掲載種のうち、本県のリスト対象外と判定された種を示す。

3 今後の対応

今回、見直しを行ったレッドリストは、環境省レッドリストとあわせて広く県民の皆さまへの普及啓発を行い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護への理解が深まるように努めていきます。

また、国、県内市町村や庁内関係部局等に配布し、開発事業の実施や各種事業計画の策定等にあたって格別の配慮がなされるよう求めています。

4 評価方法及び基準

(1) 植物

維管束植物については、標本等により、愛知県に確実に生育している（いた）と判断された種のうち、明らかに絶滅危惧でない普通種、雑種性植物、外来種等（帰化種、逸出種（園芸種などとして人為的に導入された外来種等、移入の疑いが強い種）を除く種について、愛知県内に現存する「個体数」と「集団数」を集計するとともに、「生育環境の減少傾向」「人為的圧力の程度」「地域固有性」を加えた5項目について、それぞれ表3に示す4段階で評価し、その総点をその種の評価点とし、原則として総点16以上を絶滅危惧ⅠA類（CR）、14～15を絶滅危惧ⅠB類（EN）、12～13を絶滅危惧Ⅱ類（VU）、11を準絶滅危惧（NT）、10以下をリスト外と判定しました。

なお、愛知県ではリスト外と判定されたものの、環境省が2019年度に公表した全国版レッドリストに掲載されている種は、参考のため「国リスト」として掲載しました。

表3 各評価項目の評価基準（維管束植物）

評価項目 \ 評価点	4	3	2	1
個体数	10 未満	100 未満	1,000 未満	1,000 以上
集団数	1～2	3～5	6～15	16 以上
生育環境の減少傾向	著しく減少	やや減少	増減なし	増加
人為的圧力（開発圧・採取圧）の程度	極めて強い	強い	あり	なし
地域固有性	強い	やや強い	弱い	なし

(2) 動物

標本あるいは文献等により、愛知県に確実に生息している（いた）と判断された種のうち、意図的・非意図的にかかわらず県内に移入された種及び一過性の確認種を除いて、収集された情報をもとに、全国的な分布の状況等を勘案して総合的に判断・評価を行い、別紙2の評価区分基準に従い絶滅のおそれの程度を判定しました。

鳥類については、繁殖、越冬、通過の時期で評価が異なることから、評価対象個体群ごとに評価を行いました。また、各調査対象個体群について、愛知県内における「推定個体数」「個体数の増減」「生息環境の減少傾向」「推定生息地数」の4項目について、それぞれ表4に示す5段階で評価し、その総点をその種の評価点とし、原則として総点28以上を絶滅危惧ⅠA類（CR）、22～27を絶滅危惧ⅠB類（EN）、16～21を絶滅危惧Ⅱ類（VU）、10～15を準絶滅危惧（NT）と判定しました。

昆虫類のうちトンボ目については、データの蓄積が比較的豊富であることから、表5のように市町村単位（平成の大合併前の旧市町村）での「現存数」「絶滅率」をカテゴリーに当てはめ、判定しました。

また、「絶滅」の評価については、「過去に確実に生息していた種」と判断する文献や標本の整備状況及び移動能力が分類群毎に異なることから、表6に示す要件により判定しました。

なお、愛知県ではリスト外と判定されたものの、環境省が2019年度に公表した全国版レッドリストに掲載されている種は、参考のため「国リスト」として掲載しました。

表 4 各評価項目の評価基準（鳥類）

評価点 評価項目	8	4	2	1	0
推定個体数 (注 1)	0 より多く 10 未満	100 未満	1,000 未満	10,000 未満	10,000 以上
個体数の増減	急減した (80%以上の 減少)	減少した (50%程度の 減少)	減少した (20%程度の 減少)	増減なし	増加した
生育環境の減少傾向 (餌の減少を含む)	極めて大きい	大きい	あり	なし	増加した
推定生息地数	県内の生息地 が 2 カ所以下 か、散在して いて 10 未満 のつがいが収 容できる程度	県内の生息地 が 5 カ所以下 か、散在して いて 100 未満 のつがいが収 容できる程度	やや少ない	やや多い	多い

注 1：繁殖の評価に関しては、繁殖している雌の推定個体数とする。

表 5 評価基準（昆虫類のうちトンボ目）

カテゴリー	基準
絶滅	過去 50 年間信頼できる生息情報が得られていない。
絶滅危惧 I A 類	絶滅率 80%以上、かつ現存数 1 以下
絶滅危惧 I B 類	絶滅率 50%以上、かつ現存数 1.5～5
絶滅危惧 II 類	絶滅率 20%以上、かつ現存数 5.5～10
準絶滅危惧	絶滅率 20%以上、かつ現存数 10.5～15

注 1：現存の定義

現存：約 10 年以内に現存を確認し、かつ生息環境も残されている。

現存可能性あり：約 10 年以内に確認されたが、発生地が不明で、現存を確認できない。または、約 10 年以内に現存を確認していないが、生息環境は残されていると推測される。

絶滅：生息環境が破壊されており、生存の可能性はない、または極めて低い。

注 2：絶滅率の定義

絶滅率 = ((記録のある市町村数) - (現存する市町村数)) ÷ (記録のある市町村数)

現存する市町村は 1、現存の可能性のある市町村は 0.5、絶滅した市町村は 0 とする。

表 6 過去の生息種の要件

分 類 群	内 容
哺 乳 類	縄文時代草創期以降の確認記録があるもの。一過性の種、移入種、後期更新世以前の化石種は除外。
鳥 類	継続（経年的）確認記録がある種。迷行的に記録される種など一過性の種は除外。
爬 虫 類	標本等の確実な生息記録がある種。
両 生 類	標本等の確実な生息記録がある種。
汽水・淡水魚類	標本の確実な生息記録がある種。
昆 虫 類	標本等の確実な生息記録がある種。隣接県での生息状況も加味。
ク モ 類	標本等の確実な生息記録がある種。県内調査記録は 1960 年以降。
貝 類	標本等の確実な生息記録がある種。

別紙 1 愛知県版レッドリスト（植物）の評価区分基準

区分及び基本概念		定性的要件			準定量的要件
絶滅 Extinct (EX) ・ 野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。 野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	過去に愛知県に生息したことが確認されており、愛知県において少なくとも野生ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育・栽培下では存続している種を含む）。 【確実な情報があるもの】 1 今回の調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認された。 【情報量が少ないもの】 2 過去35年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。			－
絶滅危惧Ⅰ類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種。 【確実な情報があるもの】 1 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 2 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 3 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 5 それほど遠くない過去(10年～35年前後)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	表3の評価点の合計が16以上
			絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	表3の評価点の合計が14～15
絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU)	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 1 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 2 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 3 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。			表3の評価点の合計が12～13
準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	次に該当する種。 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 1 個体数が減少している。 2 生息条件が悪化している。 3 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 4 交雑可能な別種が侵入している。			表3の評価点の合計が11
情報不足 Data Deficient (DD)	「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当するのは確実と判断されるが、評価するだけの情報が不足している種。	(維管束植物) 文献等により愛知県内に現存する、またはごく最近まで現存していたことは確実と判断されるが、裏付けとなる標本が確認できず、絶滅のおそれの程度について責任ある評価ができない種。ただし、すでに絶滅したと判断される種は「絶滅」と評価した。			－
国リスト	環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。				表3の評価点の合計が10以下

別紙2 愛知県版レッドリスト（動物編）の評価区分基準

区分及び基本概念		定性的要件			準定量的要件※
絶滅 Extinct (EX) ・ 野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。 野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	過去に愛知県に生息したことが確認されており、愛知県において少なくとも野生ではすでに絶滅したと考えられる種（飼育・栽培下では存続している種を含む）。 【確実な情報があるもの】 1 今回の調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認された。 【情報量が少ないもの】 2 過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。			—
					過去50年間信頼できる生息情報が得られていない
絶滅危惧Ⅰ類 Critically Endangered + Endangered (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	次のいずれかに該当する種。 【確実な情報があるもの】 1 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 2 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 3 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。 【情報量が少ないもの】 5 それほど遠くない過去(30年～50年前後)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	表4の評価点の合計が28以上 市町村単位で絶滅率80%以上、かつ現存数1以下
			絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。	表4の評価点の合計が22～27 市町村単位で絶滅率50%以上、かつ現存数1.5～5
絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU)	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 1 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 2 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 3 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 4 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。			表4の評価点の合計が16～21 市町村単位で絶滅率20%以上、かつ現存数5.5～10
準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	次に該当する種。 生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 1 個体数が減少している。 2 生息条件が悪化している。 3 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 4 交雑可能な別種が侵入している。			表4の評価点の合計が10～15 市町村単位で絶滅率20%以上、かつ現存数10.5～15
情報不足 Data Deficient (DD)	「絶滅」「絶滅危惧」「準絶滅危惧」のいずれかに該当する可能性が高いが、評価するだけの情報が不足している種。	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種。あるいは確拠例が極めて少なく、希少であるか否かも不明な種。 1 どの生息地においても生息密度が低く希少である。 2 生息地が極限されている。 3 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 4 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。			—

※ 準定量的要件は鳥類（上段）及び昆虫類のトンボ目（下段）のみ適用。

区分	定性的要件	定量的要件
地域個体群 Threatened Local Population (LP)	その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群。	—
国リスト	環境省レッドリストに掲載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。	—